証券コード6237 2024年6月6日 (電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株主各位

東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号 株式会社イワキ 代表取締役社長藤中

## 第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)につい

本株土総会の指集に除しては、株土総会参考書類寺の内谷である情報(電丁提供指置争項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

#### 【当社ウェブサイト】

https://www.iwakipumps.co.jp/



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/6237/teiji/



【東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「イワキ」または「コード」に当社証券コード「6237」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨 修正前及び修正後の事項を掲載いたします。 なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、2024年6月26日(水曜日)午後5時30分時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 【電磁的方法(インターネット)による議決権行使の場合】

4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

#### 【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- 2.場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号 ホテルメトロポリタンエドモント 2階 万里
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第69期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第69期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に ご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 株主総会にご出席の株主の皆さまへの<u>お土産のご用意はございません。</u>何卒ご理解くださいますよ うお願い申し上げます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



# 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数なが ら、本招集ご通知とあわせてお送 りする議決権行使書用紙を会場受 付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日(木曜日) **午前10時** 

(受付開始:午前9時)



## 書面(郵送)で議決権を 行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛 否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) **午後5時30分到着分まで** 



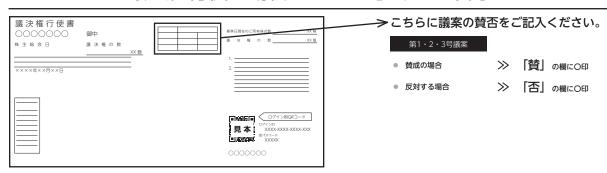
## インターネットで議決権 を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の 賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) **午後5時30分入力完了分まで** 

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取って ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な 場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます)につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 事業報告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、緩やかな回復傾向にあり、設備投資も持ち直しの動きがみられます。一方で、中国経済の先行き懸念、円安の進行やウクライナ情勢、中東情勢の緊迫化による物価上昇など、企業収益に与える影響は依然として先行き不透明な状況が継続しております。

こうした状況の下、企業価値向上に向けた取り組みとして、「ソリューションで勝つ」を基本方針にした活動を国内では展開しております。海外においては世界15ヵ国21社の関係会社と連携し販売拡大を図るとともに、「イワキグループ10年ビジョン」の定量目標「2025年3月期連結売上高400億円、営業利益率10%」達成に向け、「オールイワキで世界No.1を提供する」の方針のもと、各種施策の実行に取り組んでまいりました。

その結果、市場別では医療機器市場が中国向けを中心に大幅増収、売上高は8,168百万円 (前年比47.2%増)と全体を牽引しました。その他強化市場の売上は、水処理市場が10,098 百万円(前年比9.6%増)、半導体・液晶市場が7,843百万円(前年比8.7%増)、新エネルギー市場が1.121百万円(前年比32.3%増)となります。

地域別では、国内は、一服感ある半導体・液晶市場は減収となりましたが、医療機器市場を中心にその他の市場は増収となり、売上高は20,649百万円(前年比6.3%増)となりました。海外について、米国は、主要市場である水処理市場は順調に推移しており、医療機器市場も好調であった結果、売上高は7,041百万円(前年比15.4%増)となりました。欧州は、化学市場が好調に推移、売上高は5,700百万円(前年比22.0%増)となりました。アジア地域は、韓国・台湾向け半導体・液晶市場、表面処理装置市場の不調が続いており、売上高は2,574百万円(前年比19.9%減)となりました。中国は、中国連結子会社の損益取り込み期間の差(前期は第4四半期連結会計期間からの取り込み)もありますが、半導体・液晶市場、医療機器市場などが牽引した結果、売上高は6.625百万円(前年比157.0%増)となりました。

製品別では、主力製品であるマグネットポンプ、定量ポンプはいずれも前年比2桁増と好調を維持しており、医療機器市場をメインとする回転容積ポンプは売上高3,000百万円(前年比49.1%増)と大幅増収の結果となりました。

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度の連結売上高は44,539百万円(前年比18.0%増)となりました。

中国連結子会社の損益取り込み期間の差の影響や中国連結子会社以外の各社増収効果、売上原価率の低下などにより、営業利益は5,465百万円(前年比142.4%増)となりました。営業外収益の持分法による投資利益が減少したことや、前期は一過性の営業外収益(米国子会社における受取還付金)があったことから、経常利益は6,222百万円(前年比66.1%増)となりました。前期は特別利益で段階取得に係る差益の発生がありましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は4,459百万円(前年比4.7%増)と最終利益でも増益の結果となりました。

なお、当社グループはケミカルポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の 記載を省略しております。

#### 製品別売上高の状況

	1111000000				
	目	第68期(2023年	3月期)	第69期(2024年	3月期)
品	Ħ	金額	構成比	金額	構 成 比
		百万円	%	百万円	%
マグネッ	トポンプ	11,988	31.8	14,337	32.2
定量が	ペンプ	6,416	17.0	7,166	16.1
空気駆動	カポンプ	5,135	13.6	5,721	12.8
回転容積	責ポンプ	2,012	5.3	3,000	6.7
エアー	ポンプ	1,870	5.0	2,458	5 <b>.</b> 5
システ	ム 製 品	1,951	5.2	2,549	5.7
仕 入	商品	2,811	7.5	2,951	6.6
₹ 0.	他	5,544	14.7	6,353	14.3
合	計	37,730	100.0	44,539	100.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,228百万円であります。

その主なものは、建物及び構築物、製品生産のために新規及び更新で製作した成型金型、品質・信頼性向上のために導入した試験・検査装置、社内業務で使用するパソコン・サーバ及び 周辺機器であります。

- ③ 資金調達の状況 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を、取 引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております(総額5,100百万円)。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

#### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

	区		分	第 66 期 (2021年3月期)	第 67 期 (2022年3月期)	第 68 期 (2023年3月期)	第 69 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売	上	高	(百万円)	28,162	32,439	37,730	44,539
	社株主に 当期純利		(百万円)	2,091	2,396	4,257	4,459
1 杉 当 其		り 益	(円)	94.90	109.37	193.94	202.32
総	資	産	(百万円)	32,211	37,963	45,251	49,098
純	資	産	(百万円)	22,520	25,251	28,869	33,521
1株	当たり純	資産	(円)	1,018.96	1,149.41	1,306.53	1,507.33

<sup>(</sup>注) 2024年3月期第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第68期(2023年3月期)に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況

	X				分	第 66 期 (2021年3月期)	第 67 期 (2022年3月期)	第 68 期 (2023年3月期)	第 69 期 (当事業年度) (2024年3月期)
売		上		高	(百万円)	22,293	25,622	27,902	27,973
当	期	純	利	益	(百万円)	1,500	2,227	2,861	3,365
1 当	株期	当純	た 利	り 益	(円)	68.09	101.66	130.35	152.67
総		資		産	(百万円)	27,529	31,350	33,942	36,356
純		資		産	(百万円)	18,197	19,464	21,325	23,629
1 1	朱当:	たり	純貨	産	(円)	825.68	888.58	970.61	1,070.17

## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Iwaki Europe GmbH	EURO 511,291.88	100.0%	各種ポンプの組立、販売
Iwaki Nordic A/S	DKK 1,492,000	100.0% (60.0%)	各種ポンプの販売、システム製 品の組立、販売
Iwaki Suomi Oy	EURO 42,046.98	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki Norge AS	NOK 1,150,000	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki Sverige AB	SEK 500,000	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki America Incorporated	US\$ 7,735	100.0%	各種ポンプの組立及びコントロ ーラの製造、販売
Iwaki Singapore Pte Ltd	SG\$ 1,000,000	88.9%	各種ポンプの販売
IWAKIm SDN. BHD.	MYR 1,000,000	100.0%	各種ポンプの販売
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	BRL 1,640,000	100.0% (100.0%)	各種ポンプの販売
易威奇有限公司	HKD 12,800,000	100.0%	各種ポンプの販売
広州保税区易威奇工贸有限公司	US\$ 600,000	100.0% (100.0%)	各種ポンプの販売
易威奇泵业贸易(深圳)有限公司	CNY 500,000	100.0% (100.0%)	各種ポンプの販売
易威奇化工泵(広東)有限公司	US\$ 1,000,000	100.0% (100.0%)	各種ポンプの組立
易威奇泵业国际贸易(上海)有限公司	US\$ 600,000	90.0%	各種ポンプの販売

<sup>(</sup>注) 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、以下を対処すべき課題であると認識しております。

#### ①開発力の強化

近年の競争が激しい国内外の市場環境に対応するためには、より迅速且つ高度な製品開発が 求められております。この課題に対処するため、当社では、基礎研究及びコア技術開発の環境 が整備された技術センターの活用により、高度な研究開発を推進してまいります。さらに継続 して産官学連携共同研究等を推進し「オンリーワン製品」の開発をすすめてまいります。

また、プロダクトアウト製品等の研究開発強化のため、2025年3月期より、従前技術本部内にあった開発部門を分離・独立させ、開発本部を新設いたします。

#### ②ソリューションビジネスの再定義

製品開発力の強化とともに刻々と変化する顧客ニーズを的確に捉え、迅速に対応するために、営業とメンテナンスで個々に保有していた顧客情報を統合し、これまでも様々なソリューションを提供してまいりましたが、社内に存在する技術やサービスをまだ完全には活かしきれてはいないものと認識しております。更なる課題解決提案に向け、社内情報を整理するとともに、よりお客様の「かゆいところに手が届く」よう製品・サービスの方向性を明確化し、CS向上に繋げてまいります。これらソリューションビジネスを、より一層強化・推進することにより、競合との差別化を図り、「ソリューションカンパニー」として世界全市場の顧客から信頼を勝ち取ってまいります。

#### ③海外事業の拡大

更なる海外需要獲得のため、当社の海外販売網を活用し、顧客ニーズに的確に応えられる体制の強化を図るとともに、海外への製品供給を円滑に行うため海外調達及び生産を推進し、全体的な海外事業の拡大を図ってまいります。更に、当社グループの持続的発展のためには、グループ全体としてのシナジー創出が求められております。海外子会社の利点を最大限活用し、更なるCS向上に繋げてまいります。

#### ④強化市場への優先的な経営資源の投入

事業の継続的な成長のために強化市場への優先的な経営資源の投入は不可欠であると考えております。当社グループでは、半導体・液晶市場、水処理市場、医療機器市場、新エネルギー市場を強化市場と位置付けており、優先的に経営資源を投入してまいります。強化市場については、市場環境・経済環境の変化や当社グループの状況なども踏まえ総合的に判断したうえで、適宜見直しを図ってまいります。

### ⑤サステナビリティの観点を踏まえた次期長期ビジョンの策定

2015年に策定しました「イワキグループ10年ビジョン(以下、10年ビジョン)」は、2025年3月期に最終年度を迎えます。これまで取り組みを進めてきましたCS向上や生産体制の再構築、不具合の撲滅、グループ会社との連携による海外事業の拡大等の結果、10年ビジョン定量目標である、「2025年3月期連結売上高400億円、営業利益率10%」は1年前倒しでの達成となりました。

これまで「常に最前線で産業を支え、社会の発展と人々の幸福に寄与する。」の経営理念のもと、産業界に幅広くケミカルポンプ・流体制御機器を提供し続けることで社会に価値を提供してまいりましたが、変化の激しいこれからの時代においても、社会に価値を提供し続けていく為には、サステナビリティの観点が不可欠となります。10年ビジョン最終年度においては、サステナビリティの観点を踏まえた次期ビジョンの策定・公表に向けた対応を進めてまいります。

#### (**5**) **主要な事業内容**(2024年3月31日現在)

当社グループは、当社(株式会社イワキ)、子会社16社及び関連会社5社で構成され、化学薬品等の薬液移送に使用されるケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の開発、製造、仕入及び販売(輸出入を含む)を主な事業として営んでおり、また、それに附帯する製品の修理及びアフターサービス並びに設置工事を行っております。

当社グループは、ケミカルポンプを中心とした流体制御製品を幅広い産業分野に提供しております。

当社は、様々な業界の多様なニーズに的確に応えるために、マグネットポンプ、定量ポンプ、 空気駆動ポンプ、回転容積ポンプ、エアーポンプを展開しております。各製品の主な販売市場 は、以下のとおりです。

製 品	主 な 販 売 市 場
マグネットポンプ	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理 市場、新エネルギー市場、その他(食品・製紙等)
定量ポンプ	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理 市場、新エネルギー市場、その他(食品・製紙等)
空気駆動ポンプ	半導体・液晶市場
回転容積ポンプ	医療機器市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、その他(食品・製紙等)
エアーポンプ	医療機器市場、水処理市場、その他(食品・製紙等)
システム製品	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理 市場、新エネルギー市場、その他(食品・製紙等)

## (**6**) **主要な営業所及び工場**(2024年3月31日現在)

①当社

名称		所	在	地			
本 社	東京都千代田区神田須田	目町二丁目 (	5番6号				
国内営業本部	東京都千代田区神田須田	目町二丁目 (	5番6号				
海外営業本部	東京都千代田区神田須田		5番6号				
埼玉工場	埼玉県狭山市広瀬台2-1	-4					
三春工場	福島県田村郡三春町大学	Z鷹巣沼倉4	10-1				
技術センター	埼玉県入間郡三芳町藤久保462-1						
+ =	東京支店	大阪支店		名古屋支店			
支店	九州支店	仙台支店		静岡支店			
	広島営業所	新潟営業	所	熊谷営業所			
営業所	水戸営業所	松本営業	所	高松営業所			
	札幌営業所						
事業所 (東大阪市)、メンテナンス本部(狭山市)、テクノエー (入間市)、システム事業所(入間郡三芳町)							

## ②子会社

名   称	所 在 地
Iwaki Europe GmbH	ドイツ連邦共和国ヴィリッヒ市
Iwaki Nordic A/S	デンマーク王国ヒレレズ市
Iwaki Suomi Oy	フィンランド共和国ケラバ市
Iwaki Norge AS	ノルウェー王国オスロ市
Iwaki Sverige AB	スウェーデン王国タビー市
Iwaki America Incorporated	アメリカ合衆国マサチューセッツ州
Iwaki Singapore Pte Ltd	シンガポール共和国
IWAKIm SDN. BHD.	マレーシア連邦セランゴール州
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	ブラジル連邦共和国サンパウロ州
易威奇有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
広州保税区易威奇工贸有限公司	中華人民共和国広東省広州市
易威奇泵业贸易(深圳)有限公司	中華人民共和国広東省深圳市
易威奇化工泵(広東)有限公司	中華人民共和国広東省江門市
易威奇泵业国际贸易(上海)有限公司	中華人民共和国上海市

## (**7**) **使用人の状況** (2024年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

ľ	使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
ĺ		1	,124名	<b>7</b>	12名増

(注) 使用人数には、パートタイマーの平均105名は含んでおりません。

## ②当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平:	均 勤	続 年	数
		788名	1	7名増			42.4	歳			18.1年	111

(注)使用人数には、パートタイマーの平均97名は含んでおりません。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,234,480千円
株式会社三井住友銀行	662,420千円
株式会社商工組合中央金庫	326,560千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 81,000,000株

② 発行済株式の総数 22,490,910株

③ 株主数 3,085名

**④ 単元株式数** 100株

## 5 大株主

株主名	当社への	出 資 状 況
体 土 石	持 株 数	持 株 比 率
株式会社藤中ホールディングス	2,700,000株	12.23%
藤中茂	1,828,373株	8.28%
藤中留美	1,727,020株	7.82%
CHARON FINANCE GMBH PRESIDENT OF MANAGEM ENT VERDER ANDRIES JAN	1,661,100株	7.52%
イワキ従業員持株会	1,516,140株	6.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,515,200株	6.86%
イワキ産業株式会社	856,750株	3.88%
藤中裕子	692,470株	3.13%
CACEIS BANK, LUXEMBO URG BRANCH/AIF CLI ENTS ASSETS	575,400株	2.60%
株式会社日本カストディ銀行	570,400株	2.58%

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2018年6月28日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2023年7月18日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月3日付で取締役(社外取締役を除く)2名に対し自己株式66,737株の処分を行っております。

#### ⑦ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### (2) 新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

#### (3) 会社役員の状況

① **取締役及び監査役の状況**(2024年3月31日現在)

	/ <b>4</b> ^	1111 X		درصت	C 0 7 1/1	.//U \2	202 1	T 3 /	121日初四十
会社	ににる	おけ	する地	位位	氏			名	担当及び他の重要な兼職状況
取 (代	締 : 表	役 取	社 締 <i>後</i>	長 ()	藤	中		茂	経営統括・安全保障輸出管理室・内部監査室・品質 保証本部
専	務	取	締	役	打	田	秀	樹	事業統括・国内営業本部・海外営業本部・メンテナンス本部・テクノエコー本部・営業業務部・海外事業室
取		締		役	茅	原	敏	広	
取		締		役	小	倉	健	_	
常	勤	監	査	役	小	島	隆	史	
常	勤	監	査	役	三	宅	_	郎	
監		査		役	長	澤	正	浩	長澤公認会計士事務所 代表 株式会社東京個別指導学院 社外監査役 株式会社ヒノキヤグループ 社外監査役
監		査		役	細	谷	義	徳	敬和綜合法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役茅原敏広氏及び取締役小倉健一氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
  - 2. 監査役長澤正浩氏及び監査役細谷義徳氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
  - 3. 監査役長澤正浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 4. 監査役細谷義徳氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 取締役及び監査役のスキルマトリックス

		経営全 般・マ ネジメ ント	製造・ 技術・ 研究開 発	マーケ ティン グ・営 業	財務・ 会計・ ファイ ナンス	IT・デ ジタル	サステナビリティ	法務・ コンプ ライア ンス	人事戦略	グロー バルビ ジネス
	藤中茂	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取	打田 秀樹	0	0	0	0		0	0	0	0
締役	茅原 敏広	0	0	0						
	小倉 健一	0		0						
	小島 隆史			0				0		
監	三宅 一郎			0						0
査役	長澤 正浩				0					0
	細谷 義徳							0		0

※◎:主、○:副

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社および子会社のすべての役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(損害賠償金および争訟費用)を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

#### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定 方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経 営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであ ると判断しております。なお、社外取締役の報酬については月額基本報酬のみとし、役割や業 務分担に応じて取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬は、株主総会にて承認された報酬総額を上限として、月額基本報酬のみで 構成されております。各監査役個別の報酬は、各監査役の役割、業務分担に応じた定額を支給 しており、監査役の協議により決定しております。

取締役(社外取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、第70期(2024年4月~2025年3月)において役員報酬等の内容の決定に関して同様な方針ですが、業績連動報酬の算定にかかる指標は税引後営業利益(Net Operating Profit After Tax以下、NOPATという)とし、前期と同様な算式をもって運用します。

NOPATへの指標変更に伴い、第70期からはEPSもNOPATを発行済み株式数(期中平均株式数)で除した数値とします(一株当たりNOPAT)。又、業績連動報酬にかかる予算達成率及びEPS成長率の足切り下限値(0.5未満は0)を廃止し、下限値(0)としております。

EPS成長率は、第69期のNOPATを算出し、計算します。なお、第69期第二四半期において第68期の企業統治にかかる暫定的な会計処理を確定させておりますが、NOPAT算出においては確定前の数値で算出しております。

※以下、文中において、親会社株主に帰属する当期純利益は「純利益」という。

- a. 第69期 (2023年4月~2024年3月)
  - ※第69期EPSは純利益を発行済み株式数(期中平均株式数)で除したもの(一株当たり純利益)
- (a) 基本報酬に関する方針

従業員の最高年収をベースに算出した取締役報酬月額基本単位(基礎額)に各役職の係数を乗じて、基本報酬としており、以下の算式により算出されます。

なお、取締役個人別の報酬は、g表による役職係数を基本に算出します。

- ※当該年度配分率=当該年度の役職係数の和÷基準(第65期)役職係数の和9.7
- ・基本報酬=取締役報酬月額基本単位(基礎額)計×役職係数の和+ 当該年度予算の純利益×4%×当該年度配分率

#### (b) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等に係る業績指標は純利益とその予算達成率及びEPSの成長率を組合わせたものを業績連動指標としております。

純利益は、成長に向けた投資や株主還元の原資となる分かり易い指標であり、株式市場の関心も高く、加えてEPSは株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組合わせた業績連動指標としております。

- ・業績連動報酬 = 純利益×3%×(純利益÷予算純利益 0.5未満は0、上限2.0)×当該年度配分率+純利益×1%×(当該年度のEPS成長率 0.5未満は0、上限2.0)×当該年度配分率
- (c) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等にかかる業績指標は純利益とその予算達成率及び翌年度予算のEPSの成長率を組合わせたものを指標としております。

- ・非金銭報酬=純利益×1%×(純利益÷予算純利益  $0.5\sim2.0$ )×当該年度配分率+純利益 ×1%× [直近年度EPS成長率(当該年度EPS成長率+翌年度EPS成長率)÷ 2  $(0.5\sim2.0)$  ] ×当該年度配分率
- b. 第70期(2024年4月~2025年3月)
  - ※第70期EPSはNOPATを発行済み株式数(期中平均株式数)で除したもの(一株当たり NOPAT)
- (a) 基本報酬に関する方針

従業員の最高年収をベースに算出した取締役報酬月額基本単位(基礎額)に各役職の係数を乗じて、基本報酬としており、以下の算式により算出されます。

なお、取締役個人別の報酬は、g表による役職係数を基本に算出します。

- ※当該年度配分率=当該年度の役職係数の和:基準(第65期)役職係数の和9.7
- ・基本報酬=取締役報酬月額基本単位(基礎額)計×役職係数の和+当該年度予算の NOPAT×4%×当該年度配分率
- (b) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等に係る業績指標はNOPATとその予算達成率及びEPSの成長率を組合わせたものを業績連動指標としております。

NOPATは、本業の儲けを示す指標と言われており、よりフリーキャッシュフローに近い値であり、株式市場の関心も高く、加えてEPSは株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組合わせた業績連動指標としております。

・業績連動報酬=NOPAT×3%×(NOPAT÷予算NOPAT 下限0、上限2.0)×当該年度配 分率+NOPAT×1%×(当該年度のEPS成長率 下限0、上限2.0)×当該年 度配分率

#### (c) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等にかかる業績指標はNOPATとその予算達成率及び翌年度予算のEPSの成長率を組合わせたものを指標としております。

・非金銭報酬=NOPAT×1%×(NOPAT÷予算NOPAT  $0.5\sim2.0$ )×当該年度配分率+NOPAT×1%×[直近年度EPS成長率(当該年度EPS成長率+翌年度EPS成長率)÷2( $0.5\sim2.0$ )]×当該年度配分率

#### C. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬及び非金銭報酬を合わせた割合を予算時に50%まで徐々に増やしていく方針であります。

第69期(2023年4月1日~2024年3月31日)

	月額固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
予算時	59.0%	27.0%	14.0%
決算時	42.4%	39.7%	18.0%

#### d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

第69期及び第70期の各基本報酬は、毎月支給することとし、各業績連動報酬及び各非金銭報酬に関しては、当該各年度に係る株主総会終了後、それぞれに係る算式により算出された金銭(業績連動報酬)及び譲渡制限付株式(非金銭報酬)を支給又は付与します。譲渡制限付株式報酬は、取締役(社外取締役を除きます。以下本「a(c)、b(c)」において同じ。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、概要以下を含む条件にて、当社の株式を交付します。

i 譲渡制限及び譲渡制限期間

取締役は、当社の株式の交付日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、当該株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします。

## ii 無償取得事由

当社は、正当な理由によらない定めた役務提供期間途中の退任、法令又は社内規則の違反その他の当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得します。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項 該当事項はありません。

## f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項 該当事項はありません。

## g. 当事業年度及び翌事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標および実績 各役職毎の係数

	代表取締役社長	専務取締役	常務取締役	取締役	取締役 (使用人兼務)	各期役職 係数計
第69期 役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	6.7
第70期 役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	6.7

#### (a) 第69期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標(千円)	実績
第69期	単年度予算連動 固定評価	当該年度予算 純利益配分	40%	86,072	_
第69期	賞与評価	当該年度純利益配分、 EPS成長率	40%	_	163,411
第69期	中長期評価 (RS)	当該年度純利益配分、 (予算)EPS成長率	20%	_	74,114

<sup>※</sup>第69期EPSは純利益を発行済み株式数(期中平均株式数)で除したもの(一株当たり純利益)

#### (b) 第70期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標(千円)	実績
第70期	単年度予算連動 固定評価	当該年度予算 NOPAT配分	40%	106,077	_
第70期	賞与評価	当該年度NOPAT 配分、EPS成長率	40%	_	_
第70期	中長期評価 (RS)	当該年度NOPAT 配分、(予算)EPS 成長率	20%	_	_

<sup>※</sup>第70期EPSはNOPATを発行済み株式数(期中平均株式数)で除したもの(一株当たりNOPAT)

口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

□	報酬等の総額	報酬等の	報酬等の種類別の総額(百万円)				
区 分 	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	対象となる 役員の員数(名)		
取締役	427	186	163	77	4		
(うち社外取締役)	(16)	(16)	(0)	(0)	(2)		
監 査 役	58	58	0	0	4		
(うち社外監査役)	(15)	(15)	(0)	(0)	(2)		
合 計	486	245	163	77	8		
(うち社外役員)	(31)	(31)	(0)	(0)	(4)		

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 業績連動報酬等に係る業績指標は純利益であり、その実績は4,459,881千円であります。 当該指標は、成長に向けた投資や株主還元の原資となる分かり易い指標であるため株式市 場の関心が高く、また、従業員の賞与も当該指標に連動させていることから、業績連動型 賞与及び非金銭報酬等(業績連動型株式報酬)の連動指標として選択いたしました。加え て、株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるため業績成長率指標として EPS(一株当たり純利益)も連動指標として選択しております。 当社の業績連動報酬は、職位別の当期役職係数に応じて、当該年度配分率を乗じた純利益

当社の業績運動報酬は、職位別の当期役職係数に応じて、当該年度配分率を乗じた純利益の3%に予算達成率を乗じて、同純利益の1%にEPS成長率を乗じて算定されております。

- 3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
- 4. 取締役の金銭報酬の額は、2011年6月24日開催の第56回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名(うち、社外取締役は1名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第63回定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、9名です。更に、2021年6月29日開催の第66回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部変更しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、2名です。
- 5. 監査役の金銭報酬の額は、2011年6月24日開催の第56回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

#### ⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役茅原敏広氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。
  - ・取締役小倉健一氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。
  - ・監査役長澤正浩氏は、長澤公認会計士事務所の代表及び株式会社東京個別指導学院、株式会社ピノキャグループの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役細谷義徳氏は、敬和綜合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別 の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

1. 当事未干及にもりる工な伯勤代仇						
地 位	及	び	氏	名	出席状況・発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役	7	茅 原	敏	広	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した 取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づ き、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員及 び幹部候補者の選定や役員及び幹部の報酬等の決定過程における監督機能 を担っております。	
取締役	,	小倉	1 健	1	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した 取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づ き、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員及 び幹部候補者の選定や役員及び幹部の報酬等の決定過程における監督機能 を担っております。	
監査役	-	長 澤	正	浩	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。	
監査役	Ä	細谷	<b>、</b> 義	徳	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会14回全てに出席いた しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門 的見地から適宜発言を行っております。	

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	47,141	_
連結子会社	_	_
計	47,141	_

b. 監査公認会計士等と同一ネットワーク (KPMGメンバーファーム) に属する組織に対する報酬 (a. を除く)

区分	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	_	_
連結子会社	48,430	6,429
計	48,430	6,429

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
  - 3. 当社の子会社であるIwaki America Incorporated、Iwaki Europe GmbHは、KPMGメンバーファームによる監査を受けております。
  - 4. 当社の子会社であるIwaki Singapore Pte Ltd、IWAKIm SDN. BHD.、易威奇有限公司及び易威奇 泵业国际贸易(上海)有限公司は、KPMGメンバーファーム以外の監査法人の監査を受けておりま す。
  - 5. 連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告書の作成及びサポート業務等であります。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。
- ② 「コンプライアンス基本方針」には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。
- ③ 「コンプライアンス基本方針」遂行への取り組みとして、総務本部長が指名する委員長、取締役、監査役、執行役員、各本部長及び室長、社外専門家(当社顧問弁護士等)で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営の推進を図る。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本 方針」を定め、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を 進めるとともに、運用体制の強化を図る。
- ⑤ 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥ 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ⑦ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、「社内通報に関する規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書の他、重要情報の記載がある文書及び情報等を「文書管理規程」・「営業秘密管理規程」の定めに従い、適切に管理する。
- ② 取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記文書及び情報を閲覧できるものとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループにおけるリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め運用する。
- ② 当社におけるリスク管理を適正に行い、リスクの発生を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に適切な対処を行い得る管理体制の構築及び強化を目的として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・ 意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
- ② 当社は、上記のとおり取締役会を定例的に開催するほか、社内取締役・社内監査役・執行役員が出席する「経営会議」を毎月1回開催し、そこでは取締役会より、専決事項以外で委譲された業務執行に関する基本的事項、重要事項及び予算関連事項の決議等を行う。
- ③ また当社は、取締役・監査役・執行役員・本部長・室長等が出席する「本部長会議」を毎月 1回開催し、そこでは取締役会及び経営会議付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事 項及び重要事項の審議、予算関連事項の審議等を行う。
- ④ 業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各本部は、その目標達成に向け具体的行動計画を立案し実行する。
- ⑤ 「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」、「経営会議規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員、本部長、室長等の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社グループ会社(関係会社)の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理について は当社海外事業室が行い、諸事項については「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の営業 成績、財務状況その他の重要な情報について、関係会社から当社への定期的な報告を義務づけ るとともに、当社の取締役会又は関連する取締役・監査役・執行役員・本部長・室長等の他、 関係会社役員が出席する「関係会社経営会議」を定期的に開催し重要事項について審議、決定 し、又は報告を義務付ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社グループ会社(関係会社)におけるリスク管理体制の構築は、当社海外事業室による情報収集及び関係会社との情報の共有化を図ることを通じて、当社グループにおけるリスク管理体制の把握と体制の構築を図る。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年 度予算を策定する。連結中期経営計画及び連結年度予算を達成するため、子会社の経営指導等 にあたるとともに、関係会社経営会議等で情報の共有化を図り、連結ベースでの予算管理を徹 底する。

- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社は子会社に対して取締役を派遣し、当該取締役が各子会社における職務執行の監督を 行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように 指導する。
  - ロ. 当社は子会社に対して適宜監査役を現地に赴かせ、当該監査役が各子会社における職務執 行の監査を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合 することを確保する。
  - ハ. 子会社に対しては、当社内部監査室が定期的に内部監査を行うことにより、子会社の取締 役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

# (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かず監査が行われているが、監査役より要請を受けた場合は、監査役と協議の上、適切な使用人を専任で補助に当たらせるものとする。

#### (7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前項に記載した監査役に対する補助者を置く場合は、その独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとする。
- ② 監査役より監査役を補助すべき要請を受けた当該使用人は、その要請に関して、取締役及び 所属上長等の指揮・命令を受けないものとする。

# (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及び子会社の取締役その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会及び経営会議、本部長会議、関係会社経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項に係る報告を受ける。
- ② 監査役は、取締役、使用人、会計監査人等から報告を受けた場合、必要に応じてこれを監査 役会に報告する。
- ③ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は執行役員・本部長・室長等にその説明を求める。
- ④ 当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、当社監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ⑤ 当社海外事業室は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。

# (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社又は子会社の取締役及び従業員は、監査役への報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
- ② 当社は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督し、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正する。

# (10) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを速やかに行う。

#### (1) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査計画を作成し、取締役会に対して報告する。
- ② 監査役は、代表取締役社長、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
- ③ 監査役は、内部監査室と連携し、監査の実効性を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

リスク・コンプライアンス委員会及びリスク・コンプライアンス協議会の定期的な開催により、リスクの防止及び会社損失の最小化に取り組んでおります。

また、社内通報制度に社内窓口の他、外部顧問弁護士を社外窓口として設置し不正行為等の防止と早期是正を図り、コンプライアンスの強化に努めております。

取締役の職務の執行については、監査役会の定期開催をはじめ、会計監査人、内部監査室による三者ミーティングでの意見交換、情報共有を行い、監査役監査の実効性確保を図っております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	35,465,142	流 動 負 債	12,814,186
現金及び預金	8,061,103	支払手形及び買掛金	1,885,279
受 取 手 形	434,617	電子記録債務	4,861,171
売 掛 金	6,887,232	短 期 借 入 金	1,055,960
契 約 資 産	167,189	1年内返済予定の長期借入金	155,000
電子記録債権	5,055,261	リース債務	115,175
有 価 証 券	326,566	未払法人税等	777,937
商品及び製品	6,690,541	契 約 負 債 賞 与 引 当 金	529,095
仕 掛 品	2,620,728	賞 与 引 当 金   役 員 賞 与 引 当 金	1,168,151 343,038
原材料及び貯蔵品	4,344,508	は 貝 貝 ラ カ ヨ 並   製 品 保 証 引 当 金	91,529
その他	934,462	表 田 休 証 力 ヨ 並 一 そ の 他 一	1,831,846
質 倒 引 当 金	△57,069	固定負債	2,762,380
固定資産	13,633,096	長期借入金	1,012,500
有 形 固 定 資 産	6,836,447	リース債務	379,703
建物及び構築物	3,861,988	繰 延 税 金 負 債	9,184
機械装置及び運搬具	591,832	退職給付に係る負債	92,823
工具、器具及び備品	504,942	資産除去債務	223,631
土 地	1,057,080	そ の 他	1,044,538
リース資産	149,525	負 債 合 計	15,576,566
建設仮勘定	108,343	(純資産の部)	
その他	562,733	株 主 資 本	30,127,333
無形固定資産	3,016,093	資本金	1,044,691
$\begin{bmatrix} & & & & & & & & & & & & & & & & & & &$	2,241,223	資本剰余金	713,604
商標權	9,017	利 益 剰 余 金 l 自 己 株 式	28,780,249
その他	765,852	日 □ □ 株 式   その他の包括利益累計額	△411,211 <b>3,154,700</b>
投資その他の資産	3,780,555	その他の色質を評価差額金	3,319
投資有価証券	1,396,436	為替換算調整勘定	2,073,255
繰 延 税 金 資 産	575,028	退職給付に係る調整累計額	1,078,125
退職給付に係る資産	1,328,313	非支配株主持分	239,636
その他	480,776	純 資 産 合 計	33,521,671
資 産 合 計	49,098,238	負 債 純 資 産 合 計	49,098,238

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金	額
売 上 高		44,539,188
売 上 原 価		26,211,115
一 売 上 総 利 益		18,328,073
販売費及び一般管理費		12,862,873
営 業 利 益		5,465,200
営業外収益		
受 取 利 息	65,399	
受 取 配 当 金	47,326	
持分法による投資利益	536,993	
為	57,200	
そ の 他	177,005	883,925
営業外費用		
支 払 利 息	79,889	
支 払 手 数 料	18,876	
繰延報酬制度に係る費用	22,833	
その他	5,296	126,895
経 常 利 益		6,222,230
特別 利益		
固 定 資 産 売 却 益	1,276	
投資有価証券売却益	4,672	
そ の 他	924	6,873
特別 損失		
固定資産除却損	4,099	
固定資産売却損	55	
減 損 損 失	48,871	53,026
税金等調整前当期純利益		6,176,077
法人税、住民税及び事業税	1,701,758	
法人税等調整額	△118,916	1,582,841
当期純利益		4,593,235
非支配株主に帰属する当期純利益		133,353
親会社株主に帰属する当期純利益		4,459,881

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,044,691	674,127	25,671,771	△519,765	26,870,823
暫定的な会計処理の確定による影響額			△140,689		△140,689
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	1,044,691	674,127	25,531,082	△519,765	26,730,134
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,210,714		△1,210,714
親会社株主に帰属する当期純利益			4,459,881		4,459,881
自己株式の取得				△192	△192
自己株式の処分		39,477		108,747	148,224
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 ( 純 額 )					
当連結会計年度変動額合計	_	39,477	3,249,167	108,554	3,397,199
当連結会計年度末残高	1,044,691	713,604	28,780,249	△411,211	30,127,333

	その他の包括利益累計額					
	その他有価 証券評価 差額金	為替換算調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非 支 配株 主 持 分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	530	1,150,486	817,833	1,968,850	144,895	28,984,569
暫定的な会計処理の確定 に よ る 影 響 額		7,425		7,425	18,140	△115,123
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	530	1,157,911	817,833	1,976,275	163,036	28,869,446
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,210,714
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						4,459,881
自己株式の取得						△192
自己株式の処分						148,224
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 ( 純 額 )	2,789	915,343	260,291	1,178,425	76,600	1,255,026
当連結会計年度変動額合計	2,789	915,343	260,291	1,178,425	76,600	4,652,225
当連結会計年度末残高	3,319	2,073,255	1,078,125	3,154,700	239,636	33,521,671

#### 連結注記表

#### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
  - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 14社

・連結子会社の名称 Iwaki America Incorporated

Iwaki Europe GmbH Iwaki Singapore Pte Ltd IWAKIm SDN, BHD.

易威奇泵业国际贸易(上海)有限公司

易威奇有限公司

IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.

Iwaki Nordic A/S Iwaki Suomi Oy Iwaki Norge AS Iwaki Sverige AB

広州保税区易威奇工贸有限公司 易威奇化工泵(広東)有限公司 易威奇泵业贸易(深圳)有限公司

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数 2社

・非連結子会社の名称 IWP Holding Company Limited

益华骐贸易 (深圳) 有限公司

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見

合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類 に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

・非連結子会社の数 2社

・非連結子会社の名称 IWP Holding Company Limited

益华骐贸易 (深圳) 有限公司

② 持分法を適用した関連会社の状況

・関連会社の数 4社

・関連会社の名称 Iwaki Pumps Australia Pty. Ltd.

億昇幫浦股份有限公司

IWAKI KOREA CO., LTD.

IWAKI (THAILAND) CO., LTD.

③ 持分法を適用していない関連会社の状況

関連会社の数

1 社

・関連会社の名称

IWAKI Belgium n.v.

・持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金(共に持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社14社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. その他有価証券
      - ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

口. 棚卸資産

商品及び原材料

当社は月次総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。連結子会社は主として先入先出法に基づく低価法を採用しております。

#### 什掛品

当社は個別法又は先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 連結子会社は主として先入先出法に基づく低価法を採用しております。 製品

当社は先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。連結子会社 は主として先入先出法に基づく低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法)を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

3~50年

機械装置及び運搬具

2~15年

工具、器具及び備品

2~20年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

商標権については、主として15年で償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

ハ、リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用してお ります。

③ 重要な引当金の計上基準 イ.貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また連結子会社は主と して貸倒懸念債権等特定の債権について回収不能見込額を計上しており ます。 ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結 会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に 基づき計上しております。

ニ. 製品保証引当金 販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、 過去の実績に基づき当連結会計年度の売上高に対応する発生見込額を計 上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております

口、過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産 に「退職給付に係る資産」を計上しております。

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売においては、顧客と約束した仕様及び品質のポンプ等を提供することを履行義務として識別しており、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

製品の修理及び設置工事等の役務提供を伴うものにおいては、動作確認等までの一連の財及びサービスを提供することを履行義務として識別しており、顧客による検収がされた時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却 を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

当社は棚卸資産のうち、製品、商品及び原材料に係る評価方法は、従来、主として、移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しておりましたが、当連結会計年度より、商品及び原材料に係る評価方法は、主として、月次総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)に、製品に係る評価方法は、主として、先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)に変更しております。

この評価方法の変更は、当連結会計年度に新基幹システムを導入したことを契機に、より精緻な原価管理を目的として実施したものであります。

なお、過去の連結会計年度について、変更後の評価方法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡 及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前連結会計年度末の帳簿価額を当連結会計 年度の期首残高とみなして計算を行っております。

また、この会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響額は、軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

新基幹システムの稼働開始に伴い、棚卸資産のより精緻な管理が可能となったため、棚卸資産の区分を見直しております。前連結会計年度において主として「原材料及び貯蔵品」として区分していたものの一部を、当連結会計年度より「仕掛品」として計上しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
  - ① 商品及び製品 6,690,541千円
  - ② 仕掛品 2,620,728千円
  - ③ 原材料及び貯蔵品 4,344,508千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの棚卸資産の評価基準及び評価方法は「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ① 重要な資産の評価基準及び評価方法ロ. 棚卸資産」に記載の通りであり、商品及び製品並びに仕掛品については正味売却価額、原材料については再調達原価に基づき、収益性の低下を検討しております。

また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために過去の販売実績及び廃棄実績に基づき決定した方針により、規則的に帳簿価額を切り下げております。

しかし、当初想定できなかった製品需要や生産設備の投資動向等により、在庫状況に変化が生じた場合には、翌連結会計年度において追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

10.287.655千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(2) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が連結会計年度末日残高に含まれております。

受取手形 36,334千円

電子記録債権 230,877千円

(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額 5,100,000千円

借入実行残高

差引額 5,100,000千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類 当連結会計年度期首の株式数		当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,490,910株	1	ı	22,490,910株

## (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類 当連結会計年度期首の株式数		当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	519,393株	85株	108,669株	410,809株

(注) 自己株式の減少108.669株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準	日	効 力 発 生 日
2023年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	747,031千円	34円00銭	2023年3月3	81日	2023年6月30日

## ② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年11月14日 取 締 役 会	普通株式	463,683千円	21円00銭	2023年9月30日	2023年12月1日

## ③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決	議	予	定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基	準 日	効 力 発 生 日
	24年 時 株			普通株式	利益剰余金	905,284千円	41円00銭	2024年	3月31日	2024年6月28日

## 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業活動における資金需要に基づき、主に銀行借入により資金を調達しております。

- 一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用してお
- り、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の営業債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動及び為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、概ね4ヶ月以内の支払期日であります。

また、部材・製品の輸入に伴う一部の営業債務は外貨建てであり為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、外貨建て営業債権の為替変動リスクのヘッジと、連結子会社株式の追加取得を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、営業業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握するとともに、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流 動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額1,351,513千円)は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	1,012,500	1,017,900	5,400

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価レベル 2 の時価:レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 重要性に乏しいため記載を省略しております。
- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価				
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
長期借入金	_	1,017,900	_	1,017,900	

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 長期借入金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標に当社信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	8,061,103	_	_	_
受取手形	434,617	_	_	_
売掛金	6,887,232	_	_	_
電子記録債権	5,055,261	_	_	_
合計	20,438,214	_	_	_

#### (注3) 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	1,055,960	_	_		_	_
1年内返済予定 の長期借入金	155,000	_	_	_	_	-
長期借入金	_	155,000	155,000	380,000	105,000	217,500
リース債務	115,175	73,280	55,632	48,750	37,287	164,752
合計	1,326,135	228,280	210,632	428,750	142,287	382,252

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

#### 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	日本	ヨーロッパ	アメリカ	アジア	中国	その他	合計
顧客との契							
約から生じ	20,649,232	5,700,885	7,041,623	2,574,857	6,625,621	1,946,966	44,539,188
る収益							
その他の収益	_	_	_		_		
外部顧客へ の売上高	20,649,232	5,700,885	7,041,623	2,574,857	6,625,621	1,946,966	44,539,188

- (注) 顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

## ① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	11,507,425千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	12,377,111千円
契約資産 (期首残高)	_
契約資産 (期末残高)	167,189千円
契約負債 (期首残高)	652,603千円
契約負債(期末残高)	529,095千円

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される工事契約において、収益を認識したが、未請求の作業等に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、652,603千円であります。当連結会計年度において、契約負債が123,508千円減少した主な理由は、前受金の受け取りによる増加が、収益認識による減少を下回ったことによるものであります。また、当連結会計年度において、契約資産が167,189千円増加した主な理由は、Iwaki America Incorporatedの大型システム工事契約によるものです。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の 便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また顧客との契約から生じる対価の 中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 1,507円33銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 202円32銭

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 企業結合に関する注記

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2022年9月30日に行われた易威奇有限公司及び易威奇泵业国际贸易(上海)有限公司との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額2,365,446千円は、会計処理の確定により515,141千円減少し、1,850,305千円となっております。のれんの減少は、無形固定資産その他が687,421千円、繰延税金負債が146.460千円、非支配株主持分が25.818千円増加したことによるものであります。

前連結会計年度の連結貸借対照表は、のれんは466,017千円、繰延税金資産は40,110千円、利益剰余金は140,689千円それぞれ減少し、無形固定資産その他は447,563千円、繰延税金負債は56,559千円、為替換算調整勘定は7.425千円、非支配株主持分は18.140千円それぞれ増加しております。

前連結会計年度の連結損益計算書は、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が188,451千円、 当期純利益が146,919千円、親会社株主に帰属する当期純利益が140,689千円それぞれ減少しております。

# <u>貸 借 対 照 表</u> (2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	24,777,889	流動負債	10,514,076
現金及び預金	4,669,102	支 払 手 形 電子記録債務	277,523
受 取 手 形	365,598	電子記録債務 買 掛 金	4,861,171 1,401,461
電子記録債権	5,055,261	短期借入金	1,055,960
売 掛 金	5,352,201	1年内返済予定の長期借入金	155,000
商品及び製品	3,322,536	リース債務	63,812
性 掛 品	2,616,545	未 払 金 未 払 費 用	458,830 441,010
原材料及び貯蔵品	3,077,160		505,023
一 そ の 他	319,593	契約負債	9,371
貸 倒 引 当 金	△110		862,513
見り	11,578,489	役員賞与引当金 製品保証引当金	235,285
		製品体証別ヨ莁   そ の 他	80,820 106,291
有形固定資産	5,040,377	固定負債	2,212,747
建物	3,129,737	長 期 借 入 金	1,012,500
構築物	174,702	リース債務	107,379
機械及び装置	269,040	退職給付引当金資産除去債務	225,629
車 両 運 搬 具	97	資産除去債務 その他	223,631 643,607
工具、器具及び備品	294,885	負債 合計	12,726,824
土 地	978,035	(純資産の部)	
リース資産	146,588	株主資本	23,629,443
建設仮勘定	47,289	資 本 金 資 本 剰 余 金	1,044,691 704,168
無形固定資産	484,724	<b>貝                                   </b>	664,691
ソフトウエア	474,611	その他資本剰余金	39,477
ソフトウエア仮勘定	10,030	利益剰余金	22,291,795
その他	82	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	95,000 22,196,795
投資その他の資産	6,053,387	ての他利益剰宗金   別 途 積 立 金	8,000,000
投資有価証券	49,896	繰越利益剰余金	14,196,795
関係会社株式	5,087,545	直。 己。 朱 工式	△411,211
操延税金資産	546,809	評価・換算差額等	110
その他	369,135	その他有価証券評価差額金 <b>純 資 産 合 計</b>	23,629,554
資産合計	36,356,378	<u> </u>	36,356,378

# 損益計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

科	Ħ	金	額
売 上	高		27,973,880
売 上 原	価		18,963,038
一 売 上 総 利	益		9,010,842
販売費及び一般管	理費		6,592,363
営業利	益		2,418,478
営業外収	益		
受 取 利	息	3,144	
受 取 配 当		1,747,782	
為替差	益	67,470	
その	他	55,766	1,874,163
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	74,460	
支 払 手 数	牧 料	18,876	
その	他	3,406	96,742
経 常 利	益		4,195,899
特 別 利	益		
投資有価証券 別	<b></b> 却 益	4,672	4,672
特 別 損	失		
固定資産除	却  損	2,005	
固定資産売	却  損	55	2,061
1	利 益		4,198,510
法人税、住民税及び事	事業 税	760,911	
	整 額	72,053	832,965
当期純利	益		3,365,544

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

		株	主	資	本	
		資 本	剰	余 金	利益乗	
	資本金	資本	その他資本	資本剰余金		その他利益
		準備金	剰 余 金	合 計	利益準備金	剰 余 金
VI 100 V 200			W1 71 ===			別途積立金
当期首残高	1,044,691	664,691	_	664,691	95,000	8,000,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得			00.455	00.455		
自己株式の処分			39,477	39,477		
株主資本以外の						
項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	_	_	39,477	39,477	_	
当期末残高	1,044,691	664,691	39,477	704,168	95,000	8,000,000
□ ₩ / X 间	1,011,071	001,071	37,177	701,100		0,000,000
	株	主	資	本	評価・換算 差 額 等	
	利益	利 余 金			<u> </u>	A Is a Very set of
	その他利	7,7,		14 子 次 一	その他	純資産
	益剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本	有価証券	合 計
	繰越利益	金合計		合 計	評価差額金	
	剰 余 金					
当期首残高	12,041,965	20,136,965	△519,765	21,326,581	△775	21,325,806
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	△1,210,714	, ,		△1,210,714		△1,210,714
当期純利益	3,365,544	3,365,544		3,365,544		3,365,544
自己株式の取得			△192	△192		△192
自己株式の処分			108,747	148,224		148,224
株主資本以外の						
項目の当期変動額					886	886
(純額)	0.154000	0.154000	100 == :	0.000.015	0.5.1	0.000 = 15
当期変動額合計 当期末残高	2,154,830 14,196,795	2,154,830 22,291,795	108,554 △411,211	2,302,862 23,629,443	886 110	2,303,748 23,629,554

#### 個別注記表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- ロ. その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定)を採用しております。

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び原材料

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法又は先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

製品

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定) を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物3~50年構築物3~35年機械及び装置3~15年車両運搬具4~7年工具、器具及び備品2~20年

② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについて は、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- ③ リース資産
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金
  - ② 賞与引当金
  - ③ 役員賞与引当金
  - ④ 退職給付引当金

⑤ 製品保証引当金

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業 年度負担額を計上しております。

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法)

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、 過去の実績に基づき当事業年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準 当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常 の時点は以下のとおりであります。

> ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売におい ては、顧客と約束した仕様及び品質のポンプ等を提供することを履行義 務として識別しており、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対す る支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客 に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

> なお、国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的 な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転さ れる時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識し ております。

> また、輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条 件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しておりま す。

> 製品の修理及び設置工事等の役務提供を伴うものにおいては、動作確認 等までの一連の財及びサービスを提供することを履行義務として識別し ており、顧客による検収がされた時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処 理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なって おります。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

当社は棚卸資産のうち、製品、商品及び原材料に係る評価方法は、従来、主として、移動平均法による原 価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しておりましたが、当 事業年度より、商品及び原材料に係る評価方法は、主として、月次総平均法による原価法(貸借対照表価額 は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)に、製品に係る評価方法は、主として、先入先出法 による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)に変更しておりま す。

この評価方法の変更は、当事業年度に新基幹システムを導入したことを契機に、より精緻な原価管理を目 的として実施したものであります。

なお、過去の事業年度について、変更後の評価方法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適 用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残 高とみなして計算を行っております。

また、この会計方針の変更による当事業年度の計算書類への影響額は、軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

新基幹システムの稼働開始に伴い、棚卸資産のより精緻な管理が可能となったため、棚卸資産の区分を見直しております。前事業年度において主として「原材料及び貯蔵品」として区分していたものの一部を、当事業年度より「仕掛品」として計上しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

① 商品及び製品

3,322,536千円

② 仕掛品

2,616,545千円

③ 原材料及び貯蔵品

3.077.160千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (棚卸資産の評価) (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

8.531.913千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権

1,737,685千円

長期金銭債権

129.027千円

短期金銭債務

25,045千円

(3) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が事業年度末日残高に含まれております。

受取手形

36.334千円

電子記録債権

230,877千円

#### (4) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額 5,100,000千円 借入実行残高 –

差引額 5,100,000千円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高

仕 入 高

営業取引以外の取引高

受取利息 受取配当金

7,114,619千円 131,100千円

1,589千円

1,700,456千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の	当事業年度	当事業年度	当事業年度末の
1本式の7里規	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	519,393株	85株	108,669株	410,809株

(注) 自己株式の減少108.669株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	264,101千円
役員賞与引当金	72,044千円
棚卸資産評価損	130,065千円
未払事業税等	20,844千円
未払費用	43,165千円
関係会社株式評価損	611,848千円
退職給付引当金	69,087千円
土地減損損失	111,129千円
資産除去債務	68,476千円
その他	159,790千円
繰延税金資産小計	1,550,553千円
評価性引当額	△991,711千円
繰延税金資産合計	558,842千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△12,032千円
繰延税金負債合計	△12,032千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

繰延税金資産の純額

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
役員	藤中 茂	(被所有) 直接 8.29% 間接16.13%	当社代表取締役社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う 自己株式の処分(注)	57,062	_	_
役員	打田 秀樹	(被所有) 直接 0.70%	当社専務取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う 自己株式の処分(注)	33,966	П	_

546,809千円

<sup>(</sup>注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

## (3) 子会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	Iwaki America Incorpora ted	Holliston, Massachusetts, USA	7,735 米ドル	当社製ポンプの組 立及び販売並びに 制御機器の製造及 び販売	100.0	当社製品・ 部品の販売 同社製品・ 部品の仕入	当 社 製 品・部品 の販売	1,709,815	売掛金	516,949
子会社	Iwaki Europe GmbH	Willich, Germany	511,291.88 ユーロ	当社製ポンプの組立及び販売	100.0	当社製品・ 部品の販売 他社製品の 仕入	当 社 製 品・部品 の販売	1,120,233	売掛金	445,182
子会社	易威奇有限公司	香港	12,800,000 香港ドル	当社製ポンプの販売	100.0	当社製品・ 部品の販売	当 社 製 品・部品 の販売	1,464,744	売掛金	292,676

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)上記各社への当社製品の販売価格については、市場価格等を勘案して交渉の上決定しております。

#### 10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額
- (2) 1株当たりの当期純利益

1,070円17銭 152円67銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社イワキ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

細 矢 聡

指定有限責任社員業務執行 社員

公認会計士

今 井 仁 子

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イワキの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イワキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

(次頁へ続く)

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(次頁へ続く)

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計 算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個 別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重 要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社イワキ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

細 矢 聡

業務執行社員

今 井 仁 子

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イワキの2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成 し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及 び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

(次頁へ続く)

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(次頁へ続く)

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等 の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、 取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努 めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類 (連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

(次頁へ続く)

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について も、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社イワキ監査役会常勤監査役上EEE<

以 上

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第69期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金41円00銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は905,284,141円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役小倉健一氏は辞任しますので、その補欠として取締役1 名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社の定款の 定めにより、現任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
富安貴子※ (1969年4月28日生)	1988 年 3 月 日本エンバイロ工業株式会社入社 東京支店小山センター勤務 2010 年 4 月 同社課長 2013 年 4 月 同社部長心得兼小山センター所長 2015 年 5 月 同社取締役 2020 年 4 月 同社営業本部長兼営業企画本部長	一株

- (注) 1. 富安貴子氏は、社外取締役候補者であります。
  - 2. 富安貴子氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  - 3. 富安貴子氏の所有する当社株式の数は、当期末(2024年3月31日)現在の株主名簿に基づき株式数を記載しております。また、イワキ役員持株会における本人持ち分も含めて記載しております。
  - 4. 富安貴子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、日本エンバイロ 工業株式会社での役員としての経験を活かし、当社の経営全般に助言頂くことで、当社の 経営体制の更なる強化が期待されるため、社外取締役候補者として選任をお願いするもの であります。
  - 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第31条に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。社外取締役候補者である富安貴子氏が選任された場合は、同氏との当該契約を締結する予定であります。
  - 6. 富安貴子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役三宅一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

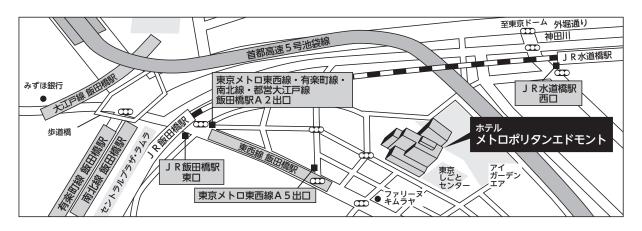
氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
善	1980 年 4 月 日立電線株式会社入社 1992 年 6 月 同社海外事業部配属 2001 年 3 月 同社海外事業部輸出第二部長 2008 年 4 月 社団法人日本電線工業会出向総務部長 2012 年 1 月 日立電線株式会社営業統括本部担当	16,744株

- (注) 1. 三宅一郎氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  - 2. 三宅一郎氏の所有する当社株式の数は、当期末(2024年3月31日)現在の株主名簿に基づき株式数を記載しております。また、イワキ役員持株会における本人持ち分も含めて記載しております。
  - 3. 当社は、三宅一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

[会場] ホテルメトロポリタンエドモント 2階 万里 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号 連絡先 03 (3237) 1111



## JR線「飯田橋東口」/地下鉄「飯田橋駅A2出口」「飯田橋駅A5出口」からのアクセス

#### ① J R 飯田橋駅東口から



(日白通り) に直進。

#### ②地下鉄 A 2出口から



JR飯田橋駅東口を出ましたら右 地下鉄有楽町線/南北線A2出口の 側に進み、道を渡り大通り沿い 風景。大通り沿い(目白通り)に り沿い(目白通り)に直進。 直進。

#### ③地下鉄 A5出口から



地下鉄東西線A5出口の横を大通



交差点「飯田橋二丁目」を左折す ると正面にホテルメトロポリタン エドモントがございます。(パン屋 「キムラヤ」が目印)

## [交涌]

- ●東京メトロ東西線 <飯田橋駅> A5出口 徒歩約2分
- ●有楽町線、南北線、都営地下鉄大江戸線 <飯田橋駅> A2出口 徒歩約5分
- I R総武線 <飯田橋駅> 東口 徒歩約5分
- I R総武線 <水道橋駅> 西口 徒歩約5分

